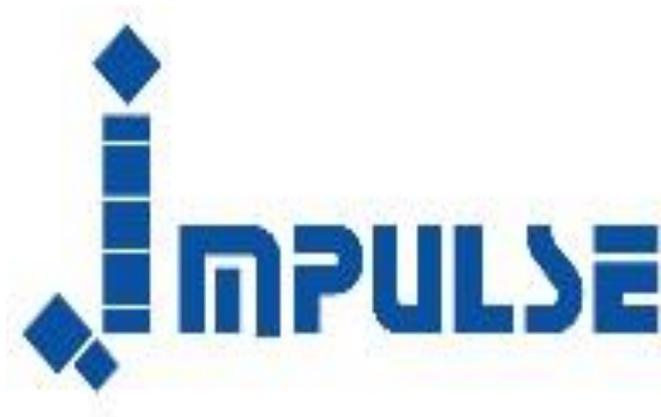
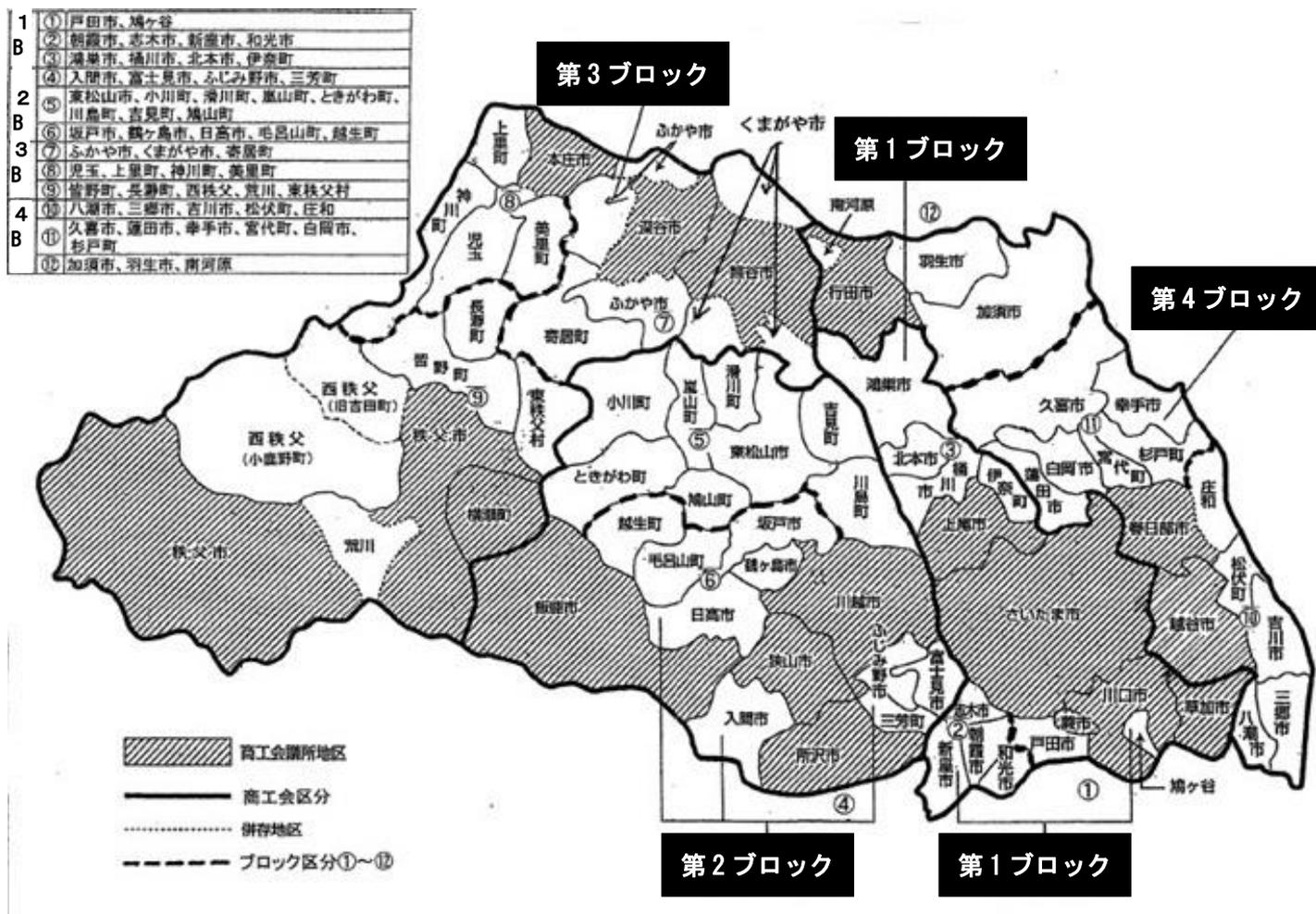


埼玉県商工会青年部連合会
災害時支援対策マニュアル



2019年度県内拠点設置場所

埼玉県内商工会 53箇所＋商工会連合会



県内拠点一覧

ブロック名	拠点名 (商工会名)	設置場所	電話番号	青年部長名
—	埼玉県商工会 連合会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ7階	048-641-3617	時枝 宏幸
第1 ブロック	鴻巣市商工会	鴻巣市本町6-4-20	048-541-1008	平賀 雅史
	戸田市商工会	戸田市上戸田1-21-23	048-441-2617	松原 涼丞
	朝霞市商工会	朝霞市大字浜崎669-1	048-470-5959	村上 俊介
	鳩ヶ谷商工会	川口市鳩ヶ谷本町2-1-1	048-281-5555	池田 紘大
	桶川市商工会	桶川市鴨川1-4-3	048-786-0903	村上 渡
	志木市商工会	志木市本町1-6-30	048-471-0049	吉田 博道

ブロック名	拠点名 (商工会名)	設置場所	電話番号	青年部長名
第1 ブロック	新座市商工会	新座市野火止1-9-62	048-478-0055	石井 将貴
	和光市商工会	和光市本町31-2-109	048-464-3552	西山 博敏
	北本市商工会	北本市宮内7-148	048-591-4461	鈴木 祐樹
	伊奈町商工会	北足立郡伊奈町小室9454-1	048-722-3751	矢部 雅志
第2 ブロック	東松山市 商工会	東松山市材木町2-3	0493-22-0761	古海 眞吾
	入間市商工会	入間市向陽台1-1-7	04-2964-1212	木下 竜一
	富士見市 商工会	富士見市羽沢3-23-15	049-251-7801	横山 邦和
	ふじみ野市 商工会	ふじみ野市上福岡1-5-14	049-261-3156	根岸 昭行
	坂戸市商工会	坂戸市薬師町31-3	049-282-1331	富澤 昌樹
	鶴ヶ島市 商工会	鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘855	049-287-1255	佐々木 龍児
	日高市商工会	日高市大字南平沢1083番地	042-985-2311	鈴木 伸也
	毛呂山町 商工会	入間郡毛呂山町岩井西 4-6-16	049-294-1545	八木原 裕之
	越生町商工会	入間郡越生町大字越生1126-9	049-292-2021	松本 裕一
	三芳町商工会	入間郡三芳町藤久保7232-2	049-274-1110	小幡 秀和
	小川町商工会	比企郡小川町大塚7-9	0493-72-0280	増田 圭亮
	滑川町商工会	比企郡滑川町大字羽尾 4972-11	0493-56-3110	小田 宗晴
	嵐山町商工会	比企郡嵐山町大字菅谷445-1	0493-62-2895	國峯 清正
	ときがわ町 商工会	比企郡ときがわ町大字玉川 2475-5	0493-65-0170	小宮 正之
	川島町商工会	比企郡川島町大字平沼1175	049-297-6565	金子 広樹
	吉見町商工会	比企郡吉見町大字下細谷1210	0493-54-0701	恩田 貴裕
鳩山町商工会	比企郡鳩山町大字赤沼2601	049-296-0591	戸口 衛	
第3 ブロック	ふかや市 商工会	深谷市永田1420	048-584-2325	大澤 宏貴
	くまがや市 商工会	熊谷市妻沼1706-1	048-588-0140	関口 治
	皆野町商工会	秩父郡皆野町大字皆野1423	0494-62-1311	齊藤 克
	長瀬町商工会	秩父郡長瀬町大字本野上189-6	0494-66-0268	中川 博介
	西秩父商工会	秩父郡小鹿野町小鹿野298-1	0494-75-1381	岩崎 禎宏

ブロック名	拠点名 (商工会名)	設置場所	電話番号	青年部長名
第3 ブロック	荒川商工会	秩父市荒川上田野1427-1	0494-54-1059	澤井 孝延
	東秩父商工会	秩父郡東秩父村大字御堂369	0493-82-1315	山崎 康生
	児玉商工会	本庄市児玉町児玉325-5	0495-72-1556	宮部 司
	上里町商工会	児玉郡上里町大字七本木5591	0495-33-0520	安藤 英輔
	神川町商工会	児玉郡神川町大字植竹900-4	0495-77-3181	田中 淳也
	美里町商工会	児玉郡美里町大字木部323-3	0495-76-0144	大澤 直康
	寄居町商工会	大里郡寄居町大字寄居1267-2	048-581-2161	土師 賢一
第4 ブロック	加須市商工会	加須市中央1-11-41	0480-61-0842	溝口 裕二
	羽生市商工会	羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ内	048-561-2134	駒澤 剛士
	久喜市商工会	久喜市久喜中央4-7-20	0480-21-1154	幡谷 克
	八潮市商工会	八潮市中央1-6-18	048-996-1926	上野 陽介
	三郷市商工会	三郷市花和田650-4	048-952-1231	盛 太一
	蓮田市商工会	蓮田市東6-1-8	048-769-1661	茶畑 正一
	幸手市商工会	幸手市東3-8-3	0480-43-3830	岩野 義久
	吉川市商工会	吉川市平沼1-21-16	048-981-1211	互 賢一
	白岡市商工会	白岡市篠津944-13	0480-92-9151	齊藤 尚
	南河原商工会	行田市大字南河原921-6	048-557-0742	坂本 義雄
	宮代町商工会	南埼玉郡宮代町字百間1015-1	0480-35-1661	川野 達則
	杉戸町商工会	北葛飾郡杉戸町杉戸1-10-21	0480-32-3719	富澤 義之
	松伏町商工会	北葛飾郡松伏町田中2-4-8	048-992-1771	小河 恵悟
	庄和商工会	春日部市西金野井256	048-746-0611	鈴木 淳一

○基本方針

我々は事業者として、持続的かつ安定的な事業継続を目指している。それを実現するために、埼玉県商工会青年部連合会（以下、県青連）は、組織として計画的な防災の整備及び推進・意識づくりを図り、商工会青年部のネットワークを活かし、災害発生後に各部員の事業を継続するための部員同士の相互扶助を行うことを目的とし、本マニュアルを作成する。

本マニュアルは、県内外で災害が発生した場合の基本的な行動基準と、情報連絡手順等を定めるとともに、災害発生時に県青連として支援活動を行うガイドラインを明確にし、行政等とは別に災害支援等について必要な事項を定める。

また災害に応じて必要がある場合は、マニュアルの改訂をすることが出来る。

1. 災害支援に備えた体制の整備

上記基本方針に基づき、災害が発生した際は、県青連災害支援対策本部（以下、本部）を発足する。

災害発生時は行政・流通・情報に大きな混乱が生じることが想定されるが、まずは自身の安全、家族や従業員の安全、事業所の安全を第一優先とした上で、青年部員各人が冷静に対処し、災害支援対策を迅速に行うことが肝要である。

そのため、各ブロックおよび単会の青年部に対して、本マニュアルを配付し、指揮系統の確認および災害への備えを万全にする。全青年部員がマニュアルを読んで災害に備える必要があるが、ブロック長や県青連役員、単会部長は特にしっかりと内容を把握しておくこと。

また、平時から必要に応じて県青連会長の判断で連絡訓練を実施する。

(1) 本部の構成

本部の発足と解散は県青連会長が判断するが、本部の発足は県青連事務局の起案決裁を必要とする。ただし、災害発生が休日など、事務局が迅速に起案することができない場合は、県青連会長の判断で本部を発足させ、後日県青連事務局が事後的に起案決裁することもできるものとする。

本部の名称は県青連会長が命名する。本部に担当役員が集合することが望ましいが、携帯通信等の手段で臨機応変に伝達・会議を行うことも可能とする。

本部役員の構成は以下のとおりとする。

本部役職	県青連役職
本部長	県青連会長
筆頭副本部長	県青連副会長 1名
副本部長	県青連副会長 3名

また、本部の活動記録の任を県青連事務局が担当する。必要なら本部の決定事項を各ブロックへ伝達する任も担当する。各役割については、以下の通りとする。

(2) 本部役職の役割

①本部長

県青連会長がその任に当たり、災害支援要請に際して、部員への対策支援の最高指示要請権を持つ。集められた状況情報を元に支援指示を決定する最高責任者でもあり、支援指示要請の決定には副本部長へ意見要請ができる。

②副本部長

副本部長は県青連副会長 4 名がその任に当たり、本部長を補佐する。

本部長がその任が果たせない場合は、筆頭副本部長が本部長代理を務める。

筆頭副本部長は本部長が県青連副会長の中から 1 名を指名する。

その他、本部に集まった情報の分析や支援要請の割り振り等の支援計画等を策定する。

2. 平時の備え

(1) 拠点設定と県青連への報告

災害支援の為に物資集積・人員派遣する為の拠点を本部および各ブロックまたは各単会で設定する。拠点は物資及び人員が十分に収容できる頑丈な建物で、流通、交通面でも災害に強い場所であることが望ましい。

(2) マニュアルの変更

このマニュアルは基本的に国が指定する激甚災害を基に災害支援対策を作成した。時代・状況・情報の変化に伴い、必要な改訂を行う。

また、各単会およびブロックにて変更があった場合は、速やかにブロック長を経て県青連理事会へ報告し、必要な改訂を行う。

3. 災害発生時の対応

前掲 1. のとおり災害が発生した場合、県青連会長が本部の設置を判断し、県青連事務局の起案決裁により発足する。なお、本部を設置しない場合は、県青連会長と各ブロック長（県青連副会長）、または各商工会青年単会部長で協議し、支援活動を実施する。基本的に金銭および物的支援を行うこととし、ボランティア等の人的支援は、必要があれば、県青連会長と各ブロック長（県青連副会長）、または各商工会青年単会部長で協議し決定する。国が指定する激甚災害級の災害が発生した直後は、国単位の支援活動しか機能できないため、各自の安全確保に専念する。

ただし、安否確認は本部まで行うものとする。

特に県内で災害が発生した場合は迅速な状況把握と情報共有が重要であり、各単会と各ブロック、本部との連携が正確かつ迅速に行われることが必要である。

県青連として行う支援活動の範囲

	金銭支援	物的支援	人的支援
被災地が県内	○	○	協議のうえ判断
被災地が県外	○	△	協議のうえ判断

4. 災害発生後の事業継続支援

災害発生後、各事業所の継続や復旧を目的とした支援が必要とされた場合は、県青連会長と各ブロック長（県青連副会長）、または各商工会青年単会部長で協議・調整した上で、被災した部員の事業所に対し、事業を継続するための物的・人的支援を積極的に行う。具体的には仮設の事務所の代わりにするスペースやOA機器の貸与等、無理のない範囲で協力する。

(1) 災害発生時の対処（県内の場合）

- ① 各単会では、部員の安否、事業所の被害状況、地域の被害状況について部長がとりまとめブロック長または地区長へ報告する。地区長はブロック長へ報告し、ブロック長は県青連理事と被害状況を取りまとめ本部へ伝達する。災害の規模が小さい場合は、ブロック長や部長は県青連からの問い合わせに対応できるよう自ら状況把握に努める。
- ② 伝達された情報を元に、本部は支援の必要性や被災地域への指示を検討する。また、被災地域からの要請等については、関東ブロック商工会青年部連絡協議会（以下、関東ブロック）や全国商工会青年部連合会（以下、全青連）へ支援要請を行うかについても検討する。
- ③ 決定事項をブロック長に伝達し、支援行動に移る。尚、支援物資・人的支援は事前に設けてある各拠点に集積・集合して行動し、本部およびブロック長の統制のもと実施する。
- ④ 本部役員及び事務局は被害状況や支援等の対応について、関東ブロックおよび全青連等の関係団体へ報告を行えるよう準備を行う。

支援状況や進捗等はすべて地区（各ブロック）を通じて本部へ報告し、本部が最新の情報を基に対策の変更等が行えるよう努める。

(2) 災害発生時の対処（県外の場合）

被災地域および全青連または関東ブロックから公式に申し入れがあった場合、会長は募金活動等の金銭支援を行うか判断する。なお、募金活動等金銭支援の判断については、本部を設置することなく、会長が単独で判断できるものとする。

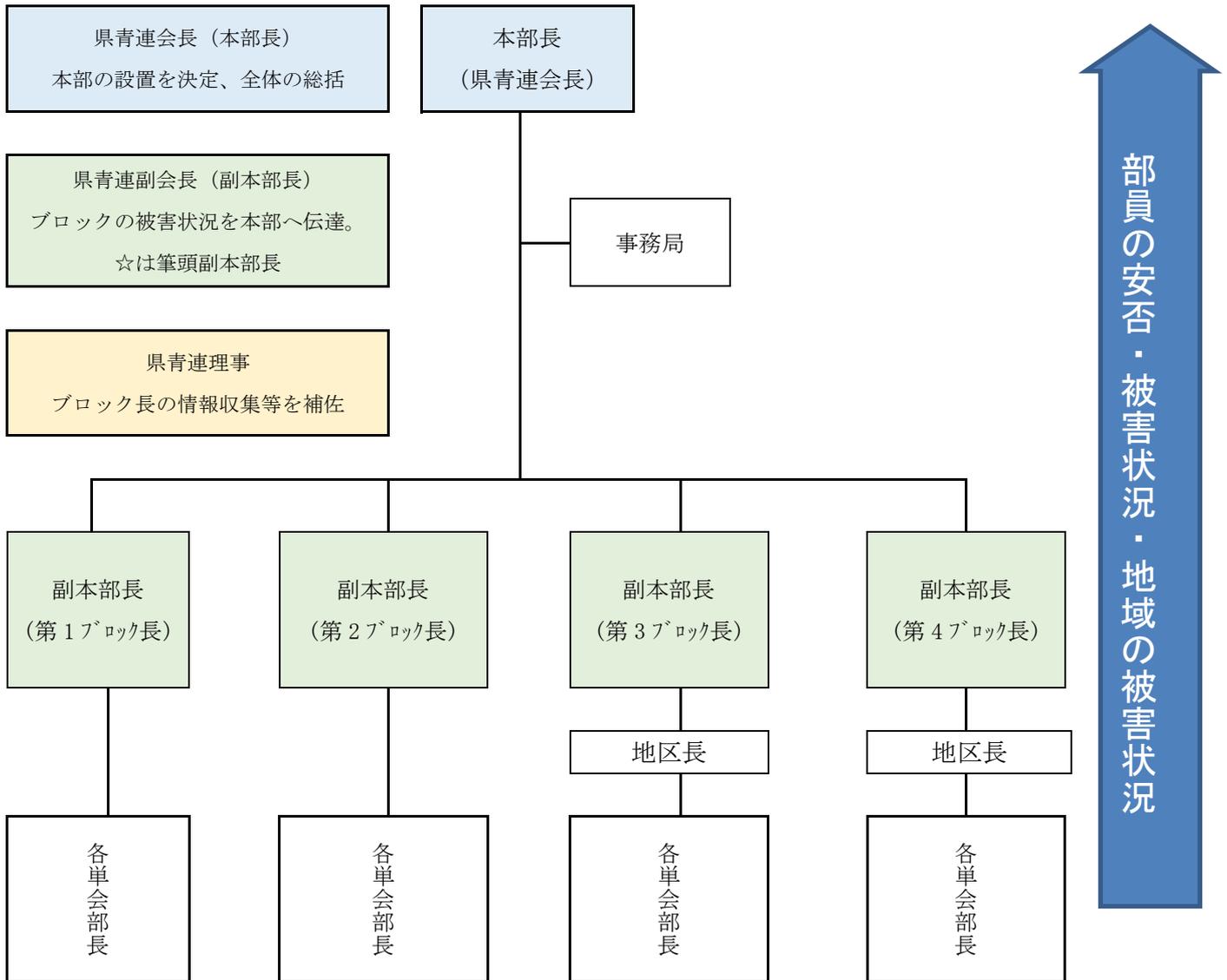
(3) 本部の活動完了・解散

災害が収まり、行政の災害支援対策終結を宣言した場合、又は本部長が災害支援対策活動を完了したと判断した場合は本部の解散とする。

※注意事項

- ・情報の混乱を防ぐために個人での本部へ直接連絡することは行わない。
- ・SNS を使った個人判断の支援の呼びかけは、混乱を招くばかりでなく地域支援対策本部の活動・運用に重大な妨げとなる場合があるため、不特定多数に対して災害支援の呼びかけは絶対に行わない。
- ・全青連の災害支援マッチングシステムを確認し、災害状況を把握しておく。

災害支援対策組織図 および 情報伝達経路図



※各単会部長については1・2ページ記載の拠点一覧を参照。

被災地が県内の場合

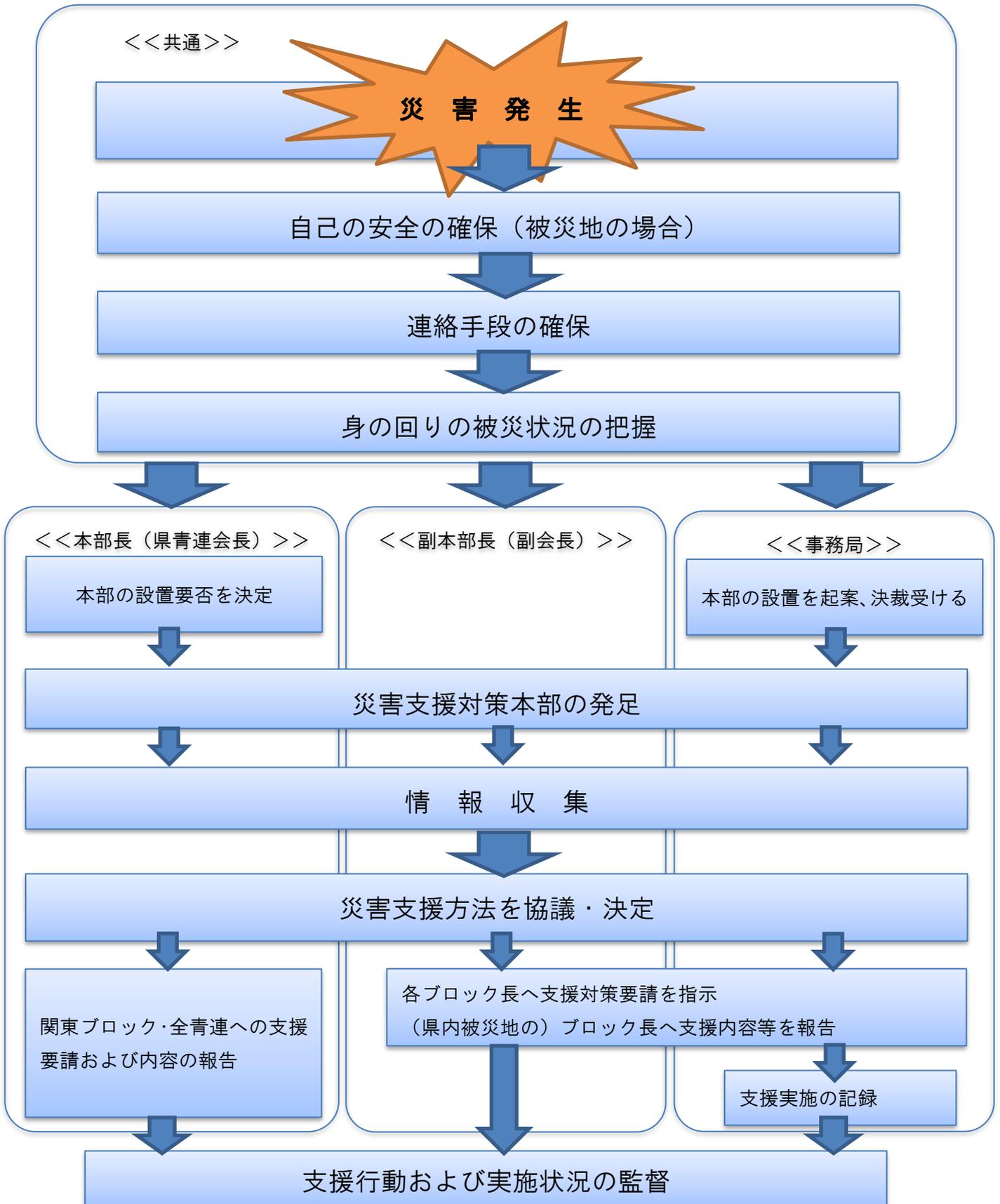
- ・ 県青連会長が本部の設置について判断し、県青連事務局の起案決済により発足する。
- ・ 災害地域の各単会の情報を副本部長が取りまとめ、本部長へ伝達する。
- ・ 本部長は伝達された情報から災害対策、支援要請を副本部長とともにまとめ、各単会部長に伝達する。
- ・ 必要があれば、本部長は県外関係機関へ報告等、連絡を行う。

被災地が県外の場合

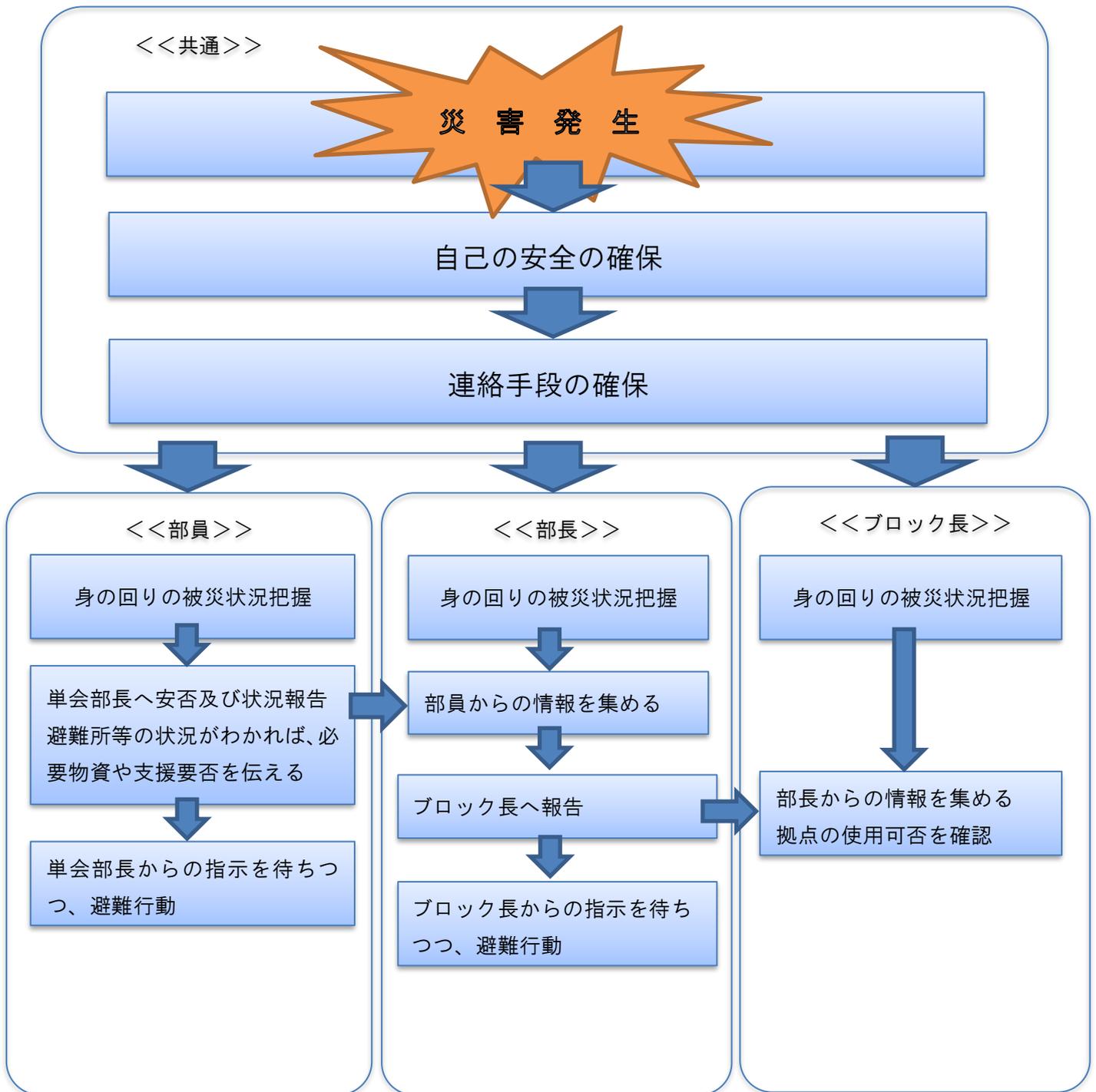
- ・ 基本的に県外の災害情報は関東ブロックや全青連から県青連会長へ伝達される。県青連の判断で対策や支援要請を各ブロックへ伝達する。

4. 危機発生時の対処について

(1) 本部役員の行動

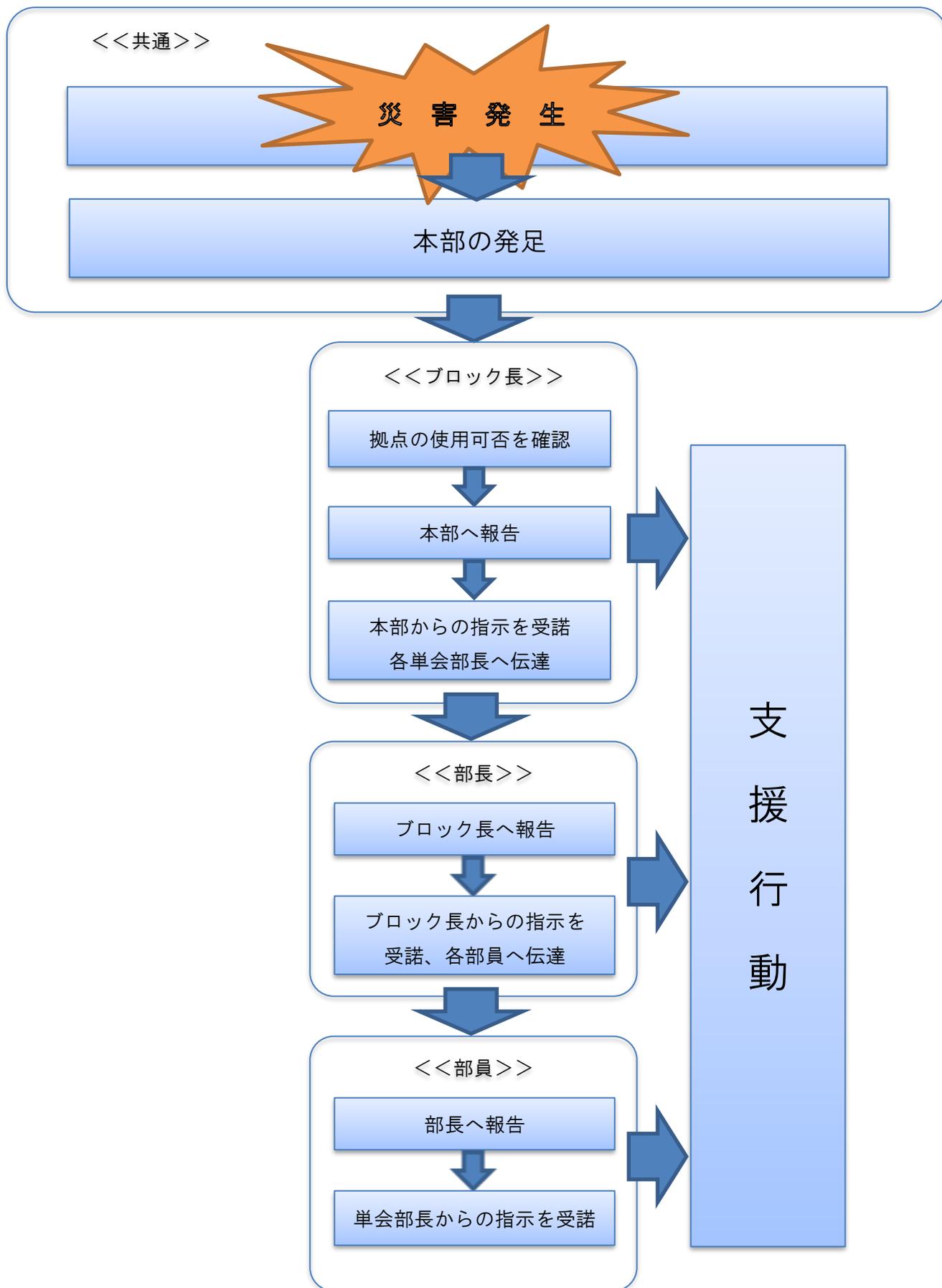


(2) 被災した場合の行動 (被支援側)



- 避難・支援が必要な被害でない場合は、身の安全を確保しつつ、必要な作業を行う。
- 部長以上の役職者がその役割を果たせない状況の場合、上席および次席の者にその旨を連絡すること。連絡手段が失われているときはマニュアルに沿って行動する。
- 被災地のブロック長は拠点の使用可否も確認し、本部へ報告する。報告に際し不明な点は、その旨伝え、迅速な情報伝達をこころがけること。

(3) 被災地外の青年部の行動（支援側）

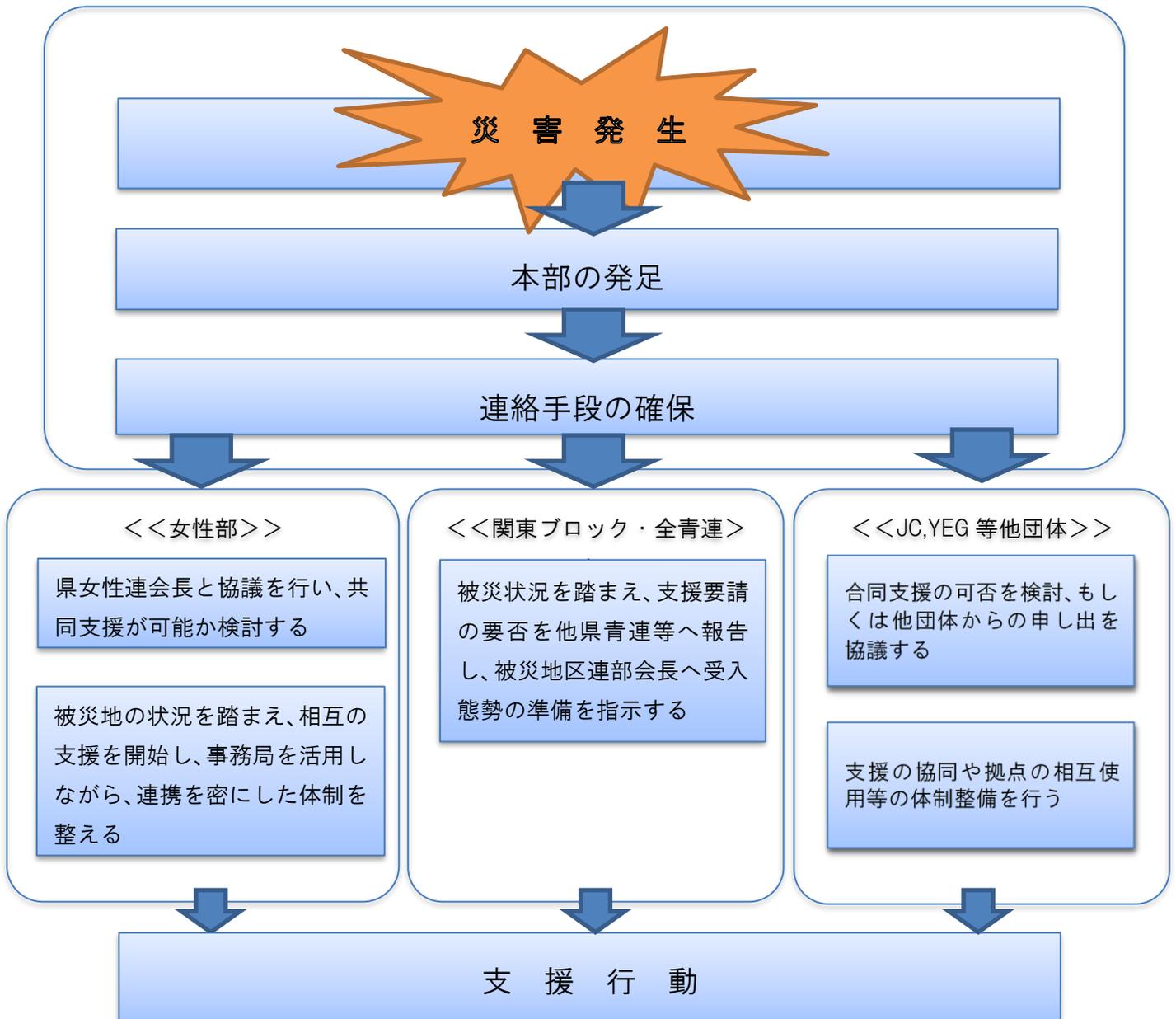


(4) 県内災害時の支援における他団体との協力体制（被災地が県内）

県内災害が発生した場合、限られた人員や物資でより効果的な災害支援を行うためには、県内青年組織が一致団結して支援に取り組むことが重要である。

他団体との連絡・調整は原則本部長が行い、上記支援体制を基本として、柔軟に関係機関と連携することとする。

他団体と連携する際は、被災地域が混乱することが無い様、被災ブロック長等との連絡を取りながら実施することとする。



時系列別災害対策本部用・対応チェック表

時系列	指示・チェック項目	指示	確認
災害発生直後	安全行動後、災害対策本部設置・指示		
	青年部員・関係者・関係各所の安否確認、報告・指示		
	被災状況・災害情報の収集・指示・確認		
	緊急支援（人員・物資）の有無		
	関係各所への被災地状況報告（連絡・情報交換）		
被災地復旧	被災地の現状の確認（復旧状況・立ち入りの不可等）		
	連絡・報告・指示システムの再確認		
	被災地への支援内容の確認		
	支援対策計画の作成・応援人員の確保		
	支援物資の確保		
	関係団体への情報交換（支援物資等）		
復旧支援対策後	被災地の状況確認・報告		
	支援対策の結果・報告		
	県青連内の状況報告		
	災害状況・復旧状況・支援状況の記録作成・整理保存		
	災害対策本部の解散		

<単会用報告書>

部長→地区長→ブロック長→会長（本部長）へ！

FAX または LINE 等で迅速な報告を！！

災害発生時状況報告書（ 回目）

<報告日付： 年 月 日 : >

① 基礎情報

所属ブロック：第1ブロック ・ 第2ブロック ・ 第3ブロック ・ 第4ブロック

単会名：

部員数：

部長名：

部長連絡先：(携帯番号)

② 人的被災状況

(1) 死亡： 名

(2) 行方不明（連絡つかず）： 名

(3) 重症： 名

(4) 軽傷： 名

(5) 被害なし： 名

③ 物的被災状況

事業所（事務所、店舗、工場など）の該当被害件数と被害状況（なるべく写真を添付）

※被害状況区分…A)全壊 B)半壊 C)一部破損 D)床上浸水 E)床下浸水 F)焼失

	部 員 名	事 業 所 名	被害状況区分	被 害 状 況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

以上

<付則>

1. 本マニュアルは、2019年5月8日より施行する
2. 本マニュアルは、2019年12月26日より一部改正し施行する。